

# 相続・贈与

がまるごとわかる本

目次

## 巻頭特集

- 004 相続問題のほとんどは「分け方」と「税金」です！
- 008 課税対象者が急増  
相続は他人事ではない
- 010 40年ぶりの民法改正  
相続法が変わった！

## 1年 「相続財産を分ける」 「遺産分割」超入門

- 014 遺産問題でもめない「遺産の分け方」  
相続するところができるのは  
法定相続人です
- 018 自宅など「見つけた遺言書は  
その場で開封してはいけません」  
法定相続分を自安に  
相続財産を分けましょう

## 3年 「相続税」超入門

- 043 相続はできませんが特別縁故者として  
遺産を受け取ることもできます
- 044 不在者財産管理人に  
協議に参加してもらいます
- 045 贈与分を財産に持ち戻しから  
遺産分割できます
- 046 COLUMN2  
相続でもたつき着地点は  
どうやって決めればよい？

## 5年 「節税」超入門

- 084 相続税の  
申告漏れがある？どうなる？
- 082 相続放棄をするためには  
3カ月以内「手続き」します
- 080 申請をします  
申請書にします
- 078 相続税は税務署の窓口などで  
「現金」を納めます
- 086 節税におすすめな方法ランキング  
トップ10
- 088 評価額を下げると  
納税額を低く抑えられます
- 090 現金を不動産に変えて  
アパートを経営すると節税に
- 092 被保険者と保険料支払者が  
一致していれば節税になります

## 2年 「遺産相続」超入門

- 022 遺産分割の方法は「現物分割」など  
おもに4つあります
- 024 遺留分減損請求すれば  
最低限の遺産分を確保できます
- 026 不動産を均等に分けたいなら  
換価分割をしましょう
- 028 被相続人に貢献していれば  
相続人以外も金銭請求できます

## 4年 「相続手続き」超入門

- 054 相続税がかからない  
非課税となる財産があります
- 052 郵便物や契約書を確認して  
各機関と連絡します
- 050 課税遺産総額を計算したうえで  
納税義務のある人が納税します
- 048 COLUMN3  
納税額決定までのフローチャート
- 056 相続財産は現金だけじゃない  
各財産の評価基準に従って計算
- 058 各家庭で税額控除額は異なる  
計算上で税額を控除してみよう
- 060 COLUMN3  
遺産分割前の払い戻し制度の  
創設って何？

## 6年 「遺言書」超入門

- 102 COLUMN3  
孫を養子にすると節税になる？
- 098 教育資金や住宅購入資金などの  
贈与は非課税になります
- 096 贈与年間10万円までの  
贈与なら非課税になります
- 094 相続税の控除制度を活用すると  
納税額を抑えられます
- 104 Introduction 6  
争執を起さない生前にできる対策
- 106 遺された人たちのトラブルや  
争いを防ぎます
- 108 原則すべて手書きで書き、  
日付署名押印を必ずします
- 110 相続人の確定と財産目録の作成で  
トラブルは回避できます

- 030 COLUMN1  
弁護士「税理士・司法書士……」  
どの専門家に頼む？
- 032 Introduction 2  
相続の思ふぬ落とし穴ランキング  
ワースト10
- 034 借金を知ってから3カ月以内なら  
相続放棄できる可能性があります
- 036 寄与分を相続財産に乗せると  
相続するところできます
- 038 養子縁組をしていれば  
継子も遺産を受け取れます
- 040 成年後見人や代理人が代わりに  
遺産分割協議に出ます
- 042 認知されていれば法律上「親子」なので  
相続権が発生し相続できます

- 062 Introduction 4  
ケース別で必要になる相続手続き
- 064 口座のある金融機関に連絡し  
相続関係届書を提出します
- 066 管轄の陸運局で  
移転登録申請書を提出します
- 068 取引していた金融機関に  
株式名義書換請求書を提出します
- 070 管轄の法務局に  
登記申請書を提出します
- 072 手続きをなして住めるが  
相続登記をしないほうがいい
- 074 確定申告が必要がある場合は  
代わりに準確定申告を行います
- 076 法定相続情報「要領」の写し  
戸籍謄本を提出できます

